

第 15 章 ごみの最終処分場問題

西内弘子

15.1 はじめに

「私は、ごみの分別においては分別表に基づいて、しっかり分別しています。」

「その行く末は、どうなっているか分かりますか？」

「 」

以来、私のごみ問題に対するこだわりはスタートしたのである。

ごみ処分の入り口はごみの分別であり、出口は最終的にどう処理されたか、しかも、どう適正処理されたかにかかっているのではないと思う。

「ごみの適正処分は、廃棄物ゼロである」と寄本勝美氏は断言する。確かに申し分のない発想だとは思いますが、現実問題、生産する側はこれでもかと言わんばかりに矢継ぎ早に商品を生み出し、消費する側もより利便性を追及し、どんどん購入するという風に、いたちごっこのごとく市場が動いている中では、廃棄物ゼロへの道筋は遠いという感は否めない。

紙類・衣類・プラスチック・電気製品・食料品・缶類・ビン類等は、それぞれ人間によって有効に利用され、不要になった時「ごみ」となってその役目を終える。しかし便利に利用された結果の後始末は、適正な処理をしなければ人間や動物が生きていく上で重大な問題を引き起こすことになる。

本章では、最終処分場で係争中の事例を挙げて、今日のごみ処理問題の特徴を明らかにし、また、ごみ処理に苦慮しつつも創意工夫している自治体を紹介し、ごみ問題の課題と今後について考察を試みたいと思う。

15.2 ごみ処理の今日の問題 —ダイオキシン・環境ホルモン—

日本のごみ問題は、大きく 2 段階に分けることができる。

第一段階は、「ごみ戦争」に代表される問題である。東京都の場合、1957（昭和 32）年、廃棄物処理のため、東京湾の遠浅の海面を埋め立てて大規模処分場「夢の島」を作った。さらに、処分場を拡大して「新夢の島」での処分を続けたが、高度経済成長によって増加したごみ量に対応しきれず、1971（昭 46）年には、そこもあと数年で満杯という事態になり、それに対応して、新たに湾の中央防波堤の内側に処分場を設ける計画を立てた。その頃、東京都が打ち出した「杉並清掃工場建設計画」に対して杉並区民が反対運動を起こしたが、廃棄物埋立地にもっとも近く、未処理のごみから発生する悪臭・ハエの大量発生・水質汚染などに悩まされていた江東区民は、杉並区の運動を「地域エゴ」と捉え、両区を中心として「東京ごみ戦争」が起こった。幸い 1973（昭 48）年、美濃部知事の裁量により、

江東区に対してはごみ公害の被害を謝罪、杉並区には理解を求めるという形で終結したが、これを契機に全国各地で未処理埋め立てに対する問題点が浮き彫りになり、焼却処分の方
向に傾いていったのである。

今日においても、ごみ処理は、基本的に焼却による自治体が大半である。しかし、衛生
面と体積の減量というメリットを持っていた焼却処理が、今日新たな問題を引き起こして
いる。

ごみ問題の第二段階は、ごみの質の変化によって発生した。プラスチックゴミの増加な
どによって新たに加わったのは、ダイオキシンや環境ホルモンに象徴される、焼却時に発
生する、また焼却灰中に残存する有害化学物質による環境汚染への不安である。

ごみの中間処理である焼却処分では、燃焼時の温度がダイオキシンの発生¹を左右するゆ
え、大きな問題として取り上げられている。ダイオキシンの発生は環境汚染に繋がり、オ
ゾン層破壊、地球の温暖化現象と共に生物の存亡に大きな影響を与える。現在ダイオキシ
ンの発生原因については 40%しか解明されていないが、その 40%のうちの 9 割がごみの焼
却により発生していることがわかっている。ところが、この発生は非意図的であるため、
焼却の際に、塩素を混合させない、プラスチックを燃焼させないようにしなければ根本的
に減量は難しい。またダイオキシン類については現在排ガスの規制のみであり、排水につ
いては河川や土壌に、灰などは埋立地から拡散していると考えられる。

2002（平成 14）年、ダイオキシンの規制強化により、基準に合わない低温の焼却炉は廃
棄を余儀なくされたが、廃棄処分のための費用がかさむゆえ、そのまま放置している自治
体がおおかたである²。その上、高温処理が可能な焼却炉も高額のため、財政が逼迫してい
る多くの自治体は手を出せず、周辺自治体との共用を模索しているのが現状であるという。

15.3 最終処分場とダイオキシン・環境ホルモン

今日、最終処分場でなにが問題となっているのか、紛争事例をみてみよう。

秋田県二ツ井町種の大沢ごみ処分場と、藤里町の一般ごみ最終処分場の観測井戸から、
環境基準値（1ℓあたり 1 ピコ g）を 1.9~2.8 倍上回るダイオキシンが検出された。県は
周辺地域（19 世帯・4 事業所）の地下水を飲料水とすることを禁じ、現在タンクで給水
を行っている。結果判明までは 2 ヶ月かかる見通しだが、住民の多くは今後の生活に不
安を隠しきれず、行政の遅い対応に怒りをあらわにしている。（毎日 2001.2.25）

¹ 高温処理（1300 度以上）を施すとダイオキシンの発生は限りなく 0 近づくといわれてい
るが、実は一瞬のことで、必ず急速冷却（2~300 度）されるので、新たなダイオキシン発
生の要素は消えていない。（溶融炉と処分場問題を考えるネットワーク：2001.6.3）

² 廃止・休止になった道内自治体の 74 のごみ焼却施設のうち、73 施設が解体されずに放置
されている。（2003.5.8 道調査）

福岡県久留米市高良内町の一般廃棄物の最終処分場では、高濃度の環境ホルモンが検出された（久留米大医学部助教授川内俊英調査）。調査は、降雨の多い6月と雨の少ない11月の2回、処分場の川と側溝の2ヶ所で行われ、水を5ℓずつ採取して分析した。その結果、6月採取のうち1ヶ所で界面活性剤に使われる「ノニルフェノール」が6.9ppb（ppbは十億分の一）、樹脂原料の「ビスフェノールA」が75.0ppb検出された。11月の調査では、それぞれ0.2ppbと1.8ppbであった。ノニルフェノールなどの環境ホルモンは、プラスチックや塩化ビニールの製品から出るもので、精巣の萎縮や精子の減少につながるとされていて、久留米市では、それらを焼却した後、灰を処分場に埋め立てている。

市側は、焼却灰の上から土をかぶせる対策をすでに終え、安全面で問題はないとしているが、同教授は継続的に調査すべきだと批判している。（朝日2000.3.19）

久留米市での新ごみ埋め立て処分場差し止め訴訟は、予定地に未買収用地があり、すでに国などに提出した買収期限を過ぎているため、このままでは市が掲げる今年度建設着工は不可能になる公算が強くなったそうである。

市環境部によると、取り付け道路は建設工事用の車両が通り、完成後はごみの搬入路になるため、処分場建設や運営に不可欠であるが、一部未買収地域があるため、地権者にはまだ挨拶に行っていないという。また、口頭弁論では、整備計画書で示された雨水流量や地盤強度についての原告側の尋問に対しては、実施設計の完成までは正確には分らないと答弁した。（読売2000.5.13）

の事例にあるように、焼却灰、不燃物の処理を受け入れるごみの最終処分場問題では、安全といわれていた管理型処分場³でも浸出水による汚染が判明した等から、多くの地域で自治体と周辺住民との間で係争が展開されている。

また、の事例に先立ち、1999年には4月に千葉県、6月に岡山県、11月には三重県が相次いで管理型処分場建設を不許可にした。理由は、将来にわたる安全性が確保できないという事によるものである。さかのぼっては、1994年、那覇地裁が、沖縄県石川市の管理型処分場に関して建設差し止めを命じる仮処分を決定した。汚水漏れはないとする沖縄県の判断をくつがえしたのである。

行政側は管理型処分場について、汚水漏れ遮水シート・擁壁等の対策を講じていること

³ 安定型処分場：素掘りした中にごみ、土、ごみ、土と積み上げていく。水処理施設のないもので、安定5品目（金属、ガラス、陶器くず、プラスチック、建設廃材）を埋める。しかし、ドラム缶や医療器具に付着した有害物質や病原性細菌・ウイルス、プラスチックやその添加物の環境ホルモンへの影響、建設廃材が分割されずに捨てられる場合が多いという問題がある。

管理型処分場：1.5mmのゴムシート（あるいはコンクリートやアスファルト壁）を敷いた、水処理施設のあるもので、安定5品目以外のもの（焼却灰、紙、木材等）を埋める。これについても、ゴムシートなどの耐久性の問題、焼却灰中のダイオキシンや紙の漂白剤、合板に含まれる接着剤やシロアリ駆除剤の問題がある。

による安全性を全面に押し出しているが、全国の処分場問題に詳しい市民団体「廃棄物処分場問題全国ネットワーク」の大橋事務局長は「合法イコール安全とは言えない状態になったのは、国の基準を守っているはずの施設による環境汚染が明らかになったことが背景にある」と指摘する。

このことは、今日においては、緻密な環境調査と周辺住民の合意なくしては、ごみの最終処分場は容易に設置できないことを物語っているといえよう。

15.4 ごみ処理における自治体の取り組み

どの都市でも問題になっているのは、ごみの最終処分場を、どこに設置するかということである。悪臭・環境汚染の心配等、その周辺住民にとってはできれば遠くにというのが正直な気持ちであろう。しかし、現在の技術水準では、ごみは確実に出てしまう。それゆえ、なるべくごみを資源化するなどの方法を通じて埋め立て処分する量を減らすというのが、自治体にできる方策である。

ここでは、ごみ減量に意欲的に取り組む自治体をいくつか紹介しよう。

熊本県水俣市

熊本県水俣市は、水俣病という世界に例を見ない公害病で、その名を全国に知られるところとなった。「負のイメージをプラスに」という発想に基づいた環境モデル都市宣言のもと、行政と市民が一体となり環境問題でさまざまな取り組みを展開しているが、その中心に据えられているのがごみ問題である。

ごみ減量化の施策としては、1991（平成3）年の2種分別を皮切りに、1993（平成5）年、搬送中のガスボンベ爆発を教訓とし、20種分別を経て、2003（平成15）年からは21種分別のもと、家庭における生ごみ処理機購入の際の助成、リサイクル等を取り入れごみの減量化に積極的に取り組んでいる。また、堆肥工場での資源化を検討し、農協を通じて流通さ

表 15-1 各都市の基礎データ（平成13年度）

	富良野市	善通寺市	水俣市	名古屋市
人口	25,863 人	36,307 人	31,774 人	2,109,681 人
世帯数	10,221 世帯	13,213 世帯	12,602 世帯	888,783 世帯
面積	600.83 km ²	39.88km ²	162.87km ²	326.45 km ²
人口密度	43 人/km ²	910 人/km ²	195 人/km ²	6,462 人/km ²
ごみの収集量 （資源ごみ）	8,927 t （6,249t）	12,396 t （2,792t）	10,764 t （2,491t）	759,660 t （75,637t）
分別数	14 分別	13 分別	21 分別	16 分別

出典：富良野市・善通寺市・水俣市・名古屋市各 HP（名古屋市は平成15年度）

せたり、エコパーク水俣（旧水俣湾埋立地）での草・花・木等の育成肥料として活用したりしている。

現在の 21 分別は、300 回におよぶ議論を経ている。そして、その過程において、家庭でごみの最終処分の入り口を担う女性の活躍を無視することはできないであろう。こうした取り組みの結果、燃やすごみの量は 2003 年 1 月現在 60%の減少（対 2001.12 比）となり、資源化率も 50%近くになるという成果を挙げ、あと 3 年が限界とされていた最終処分場は、向こう 15 年間は大丈夫という、画期的な成果を生み出しているのである。

香川県善通寺市

香川県善通寺市では、1977(昭和 52)年、静岡県沼津市に次いでいち早くごみの分別収集に取り組み、廃棄物の排出源削減・資源化・再利用の促進に重点を置いた行政が展開されている。

未来クルパーク 21 は、不燃・粗大ごみの資源化・減量化を効率的に行うため、最先端の技術を導入するとともに、周辺環境との調和および公害の防止にも十分配慮した施設として創設された。不用品として排出された耐久消費材や生活用品の中から使用できるものを展示提供し、市民に循環型社会の浸透・定着をうながしている。

また市内の全世帯に、生ごみ処理機を無料配置（平成 13 年度より）という画期的な取り組みで、いっそうのごみ減量化を進め、最終処分場の延命を図っている。

愛知県名古屋市

名古屋市は、年間 100 万トンのごみのうち、ごみ焼却灰と不燃ごみ約 30 万トンは多治見市の愛岐処分場で埋立処分してきたが、あと 2 年で満杯という切羽詰った状況の中、1981（昭 56）年に処分場建設が計画された藤前干潟を候補地として、計画に着手する意向を示した。しかし、住民による反対運動に直面したため、計画していた埋立面積を約半分に減らし、1997(平 9)年、埋め立て用地として干潟と周辺の計 118ha を約 67 億円で取得した。だが 1998（平 10）年、干潟保全の市民運動に後押しされた環境庁（当時）に計画見直しを求められ、市は埋め立てを断念した。当時、市のごみ量は増加の一途で、平成 10 年度には過去最多の 102 万トンを記録、1999（平 11）年 2 月には、「ごみ非常事態宣言」を出さざるを得ない状況に陥った。

2000（平 12）年 8 月、政令指定都市では初めて、紙・プラスチック容器包装を含む 16 種類という細かな分別収集を開始。「非常事態宣言」で謳った、平成 12 年度までの 2 年間でごみ量を 20%削減することに成功し、最終処分場での埋め立ては、15 万トンまで減量することができた。

平成 13 年度から「環境先進都市」を掲げ、各地区の住民センターではおもちゃの無料修理、廃品利用の手作りおもちゃ、身近な不用品のリサイクル、生ごみ発酵促進剤の無料配布等積極にごみの減量化に取り組んでいる。また平成 22 年度までにごみ量を 62 万トン、埋め立て量を 2 万トンに削減する目標をたて、各地区できめの細かい工夫を展開している。しかし、藤前干潟に代わる最終処分場の用地探しは、周辺住民の合意が得られず現在も難

航している。

北海道富良野市

最後に、平成 14 年度、一般ごみのリサイクル率が 90%（前年比 20%増）に達した北海道富良野市に視点を当てたい。

表 15-2 にあるとおり、一般ごみの総処理量 9024 トンのうち、再資源化・再生利用は 7886 トン（90.3%）で、残り 1138 トンは最終処分場で焼却・埋め立て処理される。

このように、全国でもトップレベルといわれる資源化率を達成したきっかけは、やはり他地域と同様、悪臭や害獣・害鳥による畑作被害を目の当たりにした周辺住民からの処分場建設拒否だったという。富良野市では 1983 年から分別が開始されているが、その時点で行政がいち早く目をつけ、集中して取り組んだのが生ごみ対策であった。多くの自治体が焼却処理による解決を選択した中で、富良野市は生ごみの堆肥化によって問題の解決を図ろうとしたのである。

表 15-2 富良野市のごみの総処理量（平成 14 年度）

（１）ごみの総搬入量

区分	生ごみ他	固形燃料ごみ	資源ごみ	衛生用品	動物死体	灰
搬入量	3521.5 t	2051.0 t	2554.4 t	508.8 t	3.5 t	16.0 t
計	資源化ごみ 8201.9 t (搬入量の 93.9%)			焼却・埋立ごみ 528.3 t (搬入量の 6.1%)		
	搬入量 8730.2 t					

（２）ごみの総処理量

区分	生ごみ他	固形燃料	再生利用	焼却処理他	埋立処分
搬入量	3094.3 t	1943.3 t	2848.7 t	959.9 t	178.4 t
計	資源化再生利用 7886.3 t (搬入量の 90.3%)			焼却・埋立ごみ 1138.3 t (搬入量の 13.0%)	
	搬入量 8730.2 t				

（３）ごみの総処理量（％）

	平成 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度	14 年 度
有機肥料生産率	3 4	3 4	3 2	3 3	3 3	3 4	3 3	3 3	3 6	3 5
固形燃料	1 0	1 2	1 1	1 1	1 0	1 1	1 3	1 2	9	2 2
資源再生利用率	1 2	1 1	1 3	1 2	1 3	1 4	1 4	1 7	2 5	3 3
資源化率計	5 6	5 7	5 6	5 6	5 6	5 9	6 0	6 2	7 0	9 0
焼却処理率計	2 9	2 9	3 5	3 5	4 1	4 1	4 0	3 8	2 9	1 0
埋立処理率計	1 5	1 4	9	9	3	0	0	0	1	0

出典：富良野市 HP

「臭いものには蓋」ではなく、「臭いごみを表に出す」の発想で調査・研究を積み重ねた結果だと、長年ごみ行政に携わってきた担当者は胸を張って語る。この視点が、年間 3000 人という全国からの視察者を呼び込む現在につながっているといっても過言ではないだろう。

生ごみに続いては、リサイクル。特に可燃ごみから固形燃料を生み出し、当初は学校、温泉施設の燃料として使われていたが、近年は道内の工場で活用されているという。

市民への働きかけは、「13 年度版 ごみ分別の手引き」を見ると、14 種分別（2001.10 開始）の項目ごとに、挿絵つき（カラー）で判りやすく紹介されているのと同時に、「分別辞典」が掲載されている。その数は 1200 におよび、粉ミルク、紙おむつから入れ歯、動物死体に至るまで、まさにゆりかごから墓場までの感がある。

こうしたきめの細かい創意工夫で、最終処分場に持ち込まれるごみを減らそうとする努力・成果はまさに寄本勝美氏の「ごみの適正処分は、廃棄物ゼロである」に限りなく近づくものとして、評価に値するのではないだろうか。

15.5 おわりに

ごみの最終処分場はどうなっているか、そこに行き着く前の減量の取り組みはどうかを、数都市について調べてみた。

以前は「物を大切に」ということが美德とされてきたが、1960 年代以降の高度経済成長の中、安易に商品が市場に出回り、豊かさと便利さにわれわれ消費者も踊らされてきた感がある。今、そのつけがごみの大量発生につながり、製品の組成の変化による環境汚染という形でわれわれを脅かしはじめた。

こういう状況の中で、我々ができることは何か。

作りっ放し、使いっ放しを改め、それぞれの分野で責任ある行動をすることが必要なのではないだろうか。

しかし、現実には動いている。環境に負荷をかけず住民との合意を取り付けながら、いかに適正なごみの最終処理に持ち込めるか。最終処分場も、実際見学した旭川の処理施設のように高度な技術を駆使して処分し、安全性確認のため魚を泳がせる池を作ってみてもなお問題が発生することを、裁判で闘ってまで自分たちの安全を守ろうとする人たちに教えられた。現在、最終処分場の設置に関して、全国的に現在 500 件以上の案件が係争中ということである。

その一つ、沖縄県北部に位置する国頭村辺戸区では、周辺住民の反対を押し切って、強制着工が進められている（琉球新報 2001.9.21）。「この山から種をもらい、子や孫を育ててきた。恩返しで守りたかったが、もう宝がなくなる」（男性 80 歳）。「三ヶ月近く座り込んだが、わずか数時間で木を奪われた。裁判の決着もつかないままの着工は信じられない」（女性 83 歳）。これらの、歴史を拓いてきた方の言葉は、重く私の心に響く。

今までのごみはどこかに処分しなければという事は理解できるが、処分場設置に当たっては、時間がかかっても、住民との合意を最重点にしてもらいたいものである。そして今後、REDUCE はいうまでもないが、生み出された製品は REUSE・RECYCLE の視点を持った、循環型社会の形成が根付くことを願って止まない。

その点で、前述の富良野市が官民一体の長年の努力で、資源化率 90%を達成したというニュースは、ごみの最終処分場問題で頭を抱えている全国の自治体にとっては朗報であり、模範となることは間違いないであろう。

日頃生活する中で、ごみ問題には関心が薄かったが、授業を起点に調べを進めるうちに、ごみから見えてくる数多くの問題点を捉えることができた。困難は多々あろうが、生活者として身近なごみに視点を置き、クリーンな環境を求め更なるこだわりを続けていきたいと思う。

< 参考資料 > 物品の適正処理に関する法律一覧

通称	正式名称	成立	施行	概要
家電リサイクル法	家庭用機器再商品化法	1998	2001・4	テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	1995	1997・4	プラスチック類
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	2000	2001・4	生ごみの有効利用
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	2000	2002・5	建設廃材の有効利用
改正廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1997	2001・4	不適正な処分の防止
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律		2001・4	自動車・PC・家電他
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	2000	2001・4	環境負荷低減